第二十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる業務を、その業務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定する者に委託しようとするときは、この限りでない。

一　第二条第三項第三号に掲げる業務のうち農林水産省令で定める軽微なもの

二　第二条第三項第四号に掲げる業務（同号括弧書に規定するものを除く。）

三　前二号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める軽微な業務

第二十六条第二項中「求めるよう」を「求めるように努めるとともに、当該協議の参加者に対し、農地に関する地図を活用して、地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報を提供するように」に改め、同条に次の一項を加える。

３　農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、委員及び推進委員（農業委員会等に関する法律第十七条第一項に規定する推進委員をいう。）の第一項の協議への出席その他当該協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする。

第三十二条を次のように改める。

（事務の区分）

**第三十二条**　この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一　第三条第一項、第四項及び第五項、第四条、第五条、第八条第一項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第三項、第十五条、第十八条第一項、第六項及び第七項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項、第二十八条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務

二　第十八条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同号に規定する指定市町村が処理することとされている事務（農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするため、農地又は農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為であって、当該行為に係る農地の面積の合計が四ヘクタールを超えるものに係る農用地利用配分計画に係るものに限る。）

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

**第二条**　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　農地利用集積円滑化団体（第十一条の十一―第十一条の十五）」を削る。

第四条第三項を削り、同条第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第三項とする。

第五条第二項第五号を次のように改める。

五　農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第五条第三項中「農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る」を「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限る。第十七条第二項において「市街化区域」という。）を除く」に改める。

第六条第二項第六号を削り、同条第六項中「公告しなければ」を「公告するとともに、都道府県知事（当該市町村の区域内に第十三条の二第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた農業経営改善計画に基づき農業経営を営み、又は営もうとする者があるときは、都道府県知事及び農林水産大臣）に当該基本構想の写しを送付しなければ」に改める。

第七条第一号を次のように改める。

一　農用地等を買い入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下この条において「農地売買等事業」という。）

第七条第三号中「及び第十一条の十一第三項第三号」を削る。

第二章第三節を削る。

第十二条第一項中「同意市町村の」を「第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の」に改める。

第十三条第二項中「次条」を「第十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（数市町村にわたる事項の処理等）

**第十三条の二**　二以上の同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者が、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受ける場合には、前二条の規定において同意市町村の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

一　当該二以上の同意市町村の区域が一の都道府県の区域内にある場合　当該都道府県の知事

二　前号に掲げる場合以外の場合　農林水産大臣

２　農林水産大臣は、前項の規定により同項の事項を処理する場合には、当該二以上の同意市町村の区域を管轄する都道府県知事から当該二以上の同意市町村に係る基本構想の写しの送付を受けるものとする。

３　農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十二条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該二以上の同意市町村の意見を聴かなければならない。

４　農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十二条第一項の認定又は前条第二項の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該二以上の同意市町村にその旨を通知しなければならない。

第十四条に次の一項を加える。

２　前項の場合において、認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として、関連事業者等の役員が認定農業者の農業経営の改善に寄与する者として当該認定農業者の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。）を兼ねる場合における当該理事等についての同号の規定の適用については、同号中「が理事等」とあるのは「又は農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画に従つてその法人の理事等」と、「次号において同じ。」とあるのは「以下この号において同じ。」を兼ねる同項に規定する関連事業者等（当該認定計画に従つてその法人に出資しているものに限る。）の役員が理事等」とする。

第十四条の六第一項第二号中「農業協同組合法」の下に「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を加える。

第十四条の七中「十二年」を「十七年」に改める。

第十四条の八第一項中「十三年」を「十八年」に改める。

第十四条の九第二項中「十五年度」を「二十年度」に改める。

第十五条第二項中「農地利用集積円滑化事業又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「農地利用集積円滑化団体又は」及び「（以下この項及び次条において「農地利用集積円滑化団体等」という。）」を削り、「農地利用集積円滑化団体等を」を「農地中間管理機構を」に改める。

第十六条第一項、第二項、第五項及び第六項中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第十八条第二項第二号中「、農地利用集積円滑化団体」を削り、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条第三項第二号ただし書中「、農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合」を削り、同条第五項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。